平成２９年（フ）第４６６号
堺市北区新金岡町５丁７番117号　レオパレス新金岡103号、前住所堺市北区新金岡町５丁９番506号　パークサイドエルディム101号
債務者　上田眞理子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
岡山県真庭市久世2626番地　武藤アパート112号、前住所岡山県真庭市鍋屋60番地５鍋屋中５住宅団地１－５号
債務者　森　　香織
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２９年（フ）第１１３号
高知市旭町３丁目88番地　ハイツアサヒ201
債務者　佐々木典華
1　決定年月日時　平成29年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５５号
北海道河東郡音更町南鈴蘭北５丁目９番地
債務者　柴田　　佑
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
盛岡市東松園１丁目29番５－102号
債務者　堀切　徳志
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２８号
新潟県阿賀野市曽郷244番地１　コーポ緑岡204号室、前住所新潟県阿賀野市今板648番地５
債務者　土屋　智子（旧姓土屋）
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３２号
新潟県北蒲原郡聖籠町大字諏訪山1235番地５
債務者　髙橋　大樹
1　決定年月日時　平成29年６月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第１３０号
山梨県南巨摩郡南部町内船8950番地１　サンテラス内船１－102号
債務者　塩津　文人
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２９号
大阪市城東区関目２丁目18番103－107号
債務者　藤本　房代（旧姓平岡）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１６９９号
大阪市淀川区東三国３丁目10番17－Ａ206号
債務者　益子　富美
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４５号
大阪市東淀川区西淡路１丁目17番17号　マンションハーモニー石原　401号
債務者　春日　美香（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５８号
大阪府寝屋川市東香里園町３番５号（102号）
債務者　大杉　　勝
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６９号
大阪市東成区東小橋２丁目７番15号　ルミエール玉造　102号、前住所福井市三十八社町701番地　県営住宅６－206号
債務者　仁平　　馨（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０４０号
大阪府豊中市長興寺南４丁目14番１－308号
債務者　野原　安恵
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０８７号
大阪市平野区加美東１丁目３番30－504号、前住所大阪市平野区加美東１丁目９番30－303号
債務者　牟田園栄子こと　玄　　栄順
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１３４号
大阪府交野市倉治３丁目９番６－110号
債務者　大山　真弓
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２１７１号
大阪府茨木市中穂積１丁目７番40－508号、前住所大阪府茨木市寺田町９番28号　メゾンボーノボーノ　203号
債務者　梅林　　稔
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部